

いなべ市とイオン株式会社との包括・地域連携協定書

いなべ市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化することにより、いなべ市内における地域の一層の活性化の推進及びいなべ市民サービスの向上を図るため、次のとおり包括・地域連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、一層の地域の活性化及びいなべ市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) 高齢者・障がい者支援に関すること
 - (2) 健康増進・食育に関すること
 - (3) 地産地消と産品の販路拡大に関すること
 - (4) 地域防災、安全・安心に関すること
 - (5) 環境対策・リサイクルに関すること
 - (6) デジタルの力を活用した利便性の向上に関すること
 - (7) その他、地域の活性化及びいなべ市民サービスの向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。
- 3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了について意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協定内容の変更等)

第4条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定の終了後も、同様に守秘義務を負うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月20日

甲：三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市

いなべ市長

日沖 靖



乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社 代表執行役社長

吉田 昭夫

